

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第1号

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成5年鳥取市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

ごみ集積場所届出書

年 月 日

鳥取市長様

町内会名  
(集合住宅名) :

届出者(管理者) 代表者住所 :

代表者名 :

(電話番号: )

(対象世帯数: 世帯)

次のとおり、ごみ集積場所 

可燃ごみ・古紙類・プラスチックごみ
資源ごみ(ビン・缶)・小型破碎ごみ
ペットボトル・乾電池等・有害ごみ

 の

(設置、変更、廃止)を届け出ます。

なお、ごみ集積場所の維持管理等については、利用者相互の協力のもと、清潔かつ安全な状態に保つとともに、問題が生じた場合は当事者間で責任をもって対処します。

1 集積場所の所在地: 鳥取市

※集積場所の位置図を添付してください。

2 収集(開始・変更・廃止)希望日 月 日 ( )

【注意事項】

- ・集積場所は、土地所有者および近隣住民等の承諾を得るとともに、収集に支障が生じないように定めてください。
- ・鳥取市の定めるごみ収集計画に支障が生じた場合は、ごみ集積場所の位置を変更し、又は取り消すことがあります。

※以下の欄は記入しないでください。

可燃ごみ	月 日 ( )	ペットボトル	月 日 ( )
プラスチックごみ	月 日 ( )	古紙類	月 日 ( )
小型破碎ごみ	月 日 ( )	乾電池等	月 日 ( )
資源ごみ	月 日 ( )	有害ごみ	月 日 ( )

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。